

# 札幌北球団 規約

一般財団法人 日本リトルシニア 中学硬式野球協会  
北海道連盟 札幌北球団

(名称)

第1条 本球団の名称は、一般財団法人日本リトルシニア中学硬式野球協会（以下、本協会と称する）北海道連盟札幌北球団（以下、本球団と称する）とする。

(目的)

第2条 本球団は、本協会の規約を遵守するとともに、野球を愛好する中学生に硬式野球を正しく指導し、青少年の強健な身体と健全な精神を涵養するとともに、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事務局)

第3条 本球団の事務局は、球団連盟理事宅に置く。

(活動)

第4条 本球団は、第2条の目的達成のために次の活動に参加する。

- |                      |       |              |
|----------------------|-------|--------------|
| (1) 全国選抜大会           | 3～4月  | (大阪府及び他都市)   |
| (2) 春季全道大会           | 4～5月  | (札幌市及び道内他都市) |
| (3) 日本選手権北海道大会       | 6月    | (札幌市及び道内他都市) |
| (4) 北ガス杯全道大会         | 7月    | (札幌市及び道内他都市) |
| (5) 日本選手権大会          | 7～8月  | (東京都)        |
| (6) 秋季全道大会新人戦        | 9～10月 | (札幌市及び道内他都市) |
| (7) その他大会、遠征試合、練習試合等 |       | に参加する。       |

(組織)

第5条 本球団は、選手と役員、父母で構成する。

(役員)

第6条 本球団に次の役員（球団役員・球団指導者・父母会役員）を置く。

- |                         |     |
|-------------------------|-----|
| (1) 球団顧問（球団役員）          | 若干名 |
| (2) 球団会長（球団役員）          | 1名  |
| (3) 球団副会長（球団役員）         | 若干名 |
| (4) 球団審判長（球団役員）         | 1名  |
| (5) 球団連盟理事（球団役員又は父母会役員） | 1名  |
| (6) 球団監督（球団役員）          | 1名  |
| (7) 球団コーチ（指導者）          | 若干名 |
| (8) 父母会長（父母会役員）         | 1名  |
| (9) 父母会副会長（父母会役員）       | 若干名 |
| (10) 会計部長（球団役員又は父母会役員）  | 1名  |
| (11) 会計監査（球団役員又は父母会役員）  | 若干名 |

(役員の選出及び承認)

第7条 役員の選出は本球団内において互選とするが、球団会長に役員の選出及び承認する権限を有する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は1年とする。但し、再任は拒まない（監督、コーチは除く）。

(役員解任)

第9条 役員任期中に、社会的に著しく球団の名誉を損じた場合またはそれに等しい行為が生じた場合、役員会等において役員を解任できる。

(役員任務)

第10条 本球団の役員は、次の任務を遂行する。

- (1) 球団会長 本球団を代表し、球団を統括する。
- (2) 球団副会長 球団会長を補佐し、不在時には球団会長を代行する。
- (3) 球団審判長 本協会審判部に派遣し、公式試合等の審判を行う。
- (4) 球団連盟理事 北海道連盟との連絡調整及び選手登録等に関する事務を行う。
- (5) 球団監督 本球団選手の練習及び試合等の指導・監督する。
- (6) 球団コーチ 球団監督を補佐し、不在時には球団監督を代行する。
- (7) 父母会役員 本球団の要請に積極的に協力する。

(役員会等の設置及び開催)

第11条 本球団に、次の役員会等の設置及び開催をする。

- (1) 球団役員会 球団会長が必要に応じて召集する。
- (2) 父母会役員会 球団連盟理事が必要に応じて召集する。
- (3) 父母会 球団連盟理事が必要に応じて召集する。
- (4) その他会議等 球団会長または球団連盟理事が必要に応じて召集する。

(役員派遣)

第12条 本球団から必要に応じて、本協会及び本協会北海道連盟に役員を派遣する。

(総会及び納会)

第13条 本球団の総会及び納会は、11月に開催する。総会は原則として球団役員と父母で構成し、年間の活動報告及び会計報告を確認する。納会は、選手・球団役員・父母の参加で行う。

(第1回父母会及び顔合わせ)

第14条 本球団の第1回父母会及び顔合わせは、2月または3月に開催する。第1回父母会総会は、原則として球団役員と父母で構成し、年間の活動及び予算を確認する。顔合わせは、選手・球団役員・父母の参加で行う。

(会計年度)

第15条 本球団の会計年度は、11月1日から翌年10月31日までとする。

(会計監査)

第16条 本球団の会計監査は、3ヶ月ごとに行う(2月、5月、8月、11月)。

(運営)

第17条 本球団は次の収入で運営する。

- (1) 入団金(入団時のみ) 10,000円 但し、兄弟が在団中の場合は5,000円とする。
- (2) 球団会費(1ヶ月) 10,000円 但し、兄弟で在団中は2人目からは、5,000円とする。
- (3) 室内練習場維持費 2,000円 但し、兄弟で在団中は2人目からは、1,000円とする。
- (4) その他寄付金等で運営する。

(入団手続き)

第 18 条 本球団に入団する場合は、球団所定の申込書を提出し、球団の承認を得る。なお、会費の支払いについては、年内入団者は翌年 1 月より、それ以降は入団月の翌月からとする。

(資格選手)

第 19 条 本球団の入団資格者は、小学校 6 年生（12 月）から中学 3 年生までとし、球団選手として適当と認められたものとする。但し、本協会への選手登録は中学 1 年生からとする。

(選手の義務)

第 20 条 選手の試合及び練習への欠席は、正当な理由がない限り認めない。万が一欠席する場合は、選手本人から監督に申し出ることとする（自主性の訓練と考えている）。

(選手の退団)

第 21 条 本球団を退団する場合は、いかなる理由がある場合でも球団連盟理事及び監督に届けることとする。

(選手の除名)

第 22 条 本球団は、中学生らしい人間性の欠如及び社会的に著しく球団の名誉を損じた場合またはそれに等しい行為が生じた場合選手を除名できる。

(選手の移籍)

第 23 条 本球団から移籍する場合は、球団会長の承認を得て、本協会所定の移籍届において、他球団に移籍承認される。

(父母の協力)

第 24 条 本球団の父母は、選手が野球にベストを尽くせるような環境づくりを心掛けるとともに、球団の要請に積極的に協力をお願いする。

1988年 1月17日 施行  
1999年 1月31日 改定  
2000年 1月22日 改定  
2001年 1月27日 改定  
2002年 1月18日 改定  
2005年11月20日 改定  
2010年 6月 1日 改定  
2015年11月 1日 改定  
2023年10月 1日 改定